

新 旧 対 照 表

第3 「租税特別措置法に係る所得税の取扱いについて」(法令解釈通達)

(注) アンダーラインを付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>第29条の2《特定の取締役等が受ける新株予約権の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等》関係</p> <p>(<u>国外転出直前に譲渡した特定従事者の特定株式の取扱い</u>)</p> <p>29の2-2 措置法第29条の2第1項第7号に規定する国外転出(以下29の2-4までにおいて「<u>国外転出</u>」という。)をする同条第4項に規定する特例適用者(以下29の2-4までにおいて「<u>特例適用者</u>」という。)が譲渡した同条第5項に規定する特定従事者の特定株式(以下29の2-3までにおいて「<u>特定従事者の特定株式</u>」という。)で当該国外転出の日までに引渡しが行われていないものについては、原則として、同日に当該特定従事者の特定株式を有するものとして同項の規定を適用することに留意する。ただし、納税者の選択により、当該特定従事者の特定株式の譲渡に関する契約の効力発生の日により実際に譲渡したことによる譲渡所得等として申告があったときは、これを認める。</p> <p>(<u>特定従事者の特定株式を取得するために要した負債の利子がある場合</u>)</p> <p>29の2-3 措置法第29条の2第5項の規定については、特例適用者が国外転出の時に有する同条第4項に規定する特定株式(同項に規定する取締役等の特定株式を除く。以下この項において同じ。)のうち、同条第5項に規定する国外転出時価額が当該国外転出の時における売上原価の額又は取得費の額を超えるもので、かつ、当該特定株式に係る特定新株予約権の行使をした日における当該特定株式の価額に相当する金額が同日における売上原価の額又は取得費の額を超えるものに適用があるのであるが、当該特定株式に係る特定新株予約権を行使するために要した負債の利子で、当該国外転出の時に当該特定株式の譲渡があったものとした場合に一般株式等に係る譲渡所得等の金額又は上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除すべきものがあるときは、当該負債の利子をこれらの売上原価の額又は取得費の額に加算して同項の規定の適用を判定して差し支えない。</p>	<p>第29条の2《特定の取締役等が受ける新株予約権等の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等》関係</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改正後	改正前
<p>また、同項の規定により一般株式等に係る譲渡所得等の金額又は上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算をする場合においては、当該負債の利子を控除して差し支えない。</p> <p>(注) この項において、「売上原価の額又は取得費の額」は措置法令第19条の3第14項又は第15項に規定する特定株式の売上原価の額又は取得費の額として計算される金額に相当する金額をいう。</p> <p>(法第60条の2第1項と措置法第29条の2第5項の適用順序)</p> <p>29の2-4 国外転出の日の属する年分の所得税について、措置法第29条の2第5項の規定の適用を受ける特例適用者が法第60条の2第1項の規定の適用を受ける場合には、まず措置法第29条の2第5項の規定を適用し、次に法第60条の2第1項の規定を適用することに留意する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(経過的处理等…改正通達の適用時期)</p> <p>この法令解釈通達による改正後の第29条の2関係の見出し、29の2-2から29の2-4までの取扱いは、中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律（令和元年法律第21号）の施行の日から適用する。</p>	<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>